

投資や利殖をうたう 「仮想通貨」の勧誘にご注意ください

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる仮想通貨をめぐり、投資や利殖をうたってその購入を勧める勧誘トラブルが高齢者を中心に増加しています。

仮想通貨は、資金移動や決済手段として利用されていますが、その種類は様々で、取引相場の価格変動リスクなどを伴います。「必ず値上がりする」などの説明をうのみにせず、リスクを理解しないまま契約しないようにしましょう。

■主なトラブルの類型と特徴

— 類型 —	— 特徴 —
電話勧誘・ 訪問販売トラブル	<ul style="list-style-type: none"> 「必ず値上がりすると言われて仮想通貨を購入する契約を結び、代金を支払ったが解約できない」などというケースが目立つ。 説明をうのみにした消費者が、仮想通貨の価格変動リスクを十分に理解せず契約しているケースが目立つ。
劇場型の 勧誘トラブル	<ul style="list-style-type: none"> 業者から仮想通貨に関するパンフレットが送付される前後に、別の者から電話があり「代わりに買って欲すれば高値で買い取る」などと言われて仮想通貨の購入を勧められるケースが多い。 高値で買い取られることを信じて代金を支払ったにも関わらず、約束どおりに買い取ってもらえないといったケースが目立つ。

◆仮想通貨に関する勧誘トラブルの相談は、高齢者だけでなく若者からも寄せられています。仮想通貨の勧誘トラブルにあった場合や不審な点があった場合には、すぐに消費生活センターに相談してください。

知るぽるとHP「今月のクイズ」より **クイズで学ぼう! お金のイロイロ (問い)**

金融取引ルール編



知るぽるとキャラクター
おちしもんた
矢口百太 (矢口家の次男)

Q. 原則として、クーリング・オフは商品または代金の総額がいくら以上の場合に適用されるでしょう。

- ①1,000円 ②3,000円 ③5,000円 ④10,000円

答えは次のページ ⇒

高知県金融広報委員会は、中立公正な立場から、暮らしに身近な金融に関する幅広い広報・学習支援活動を行っている団体です。

知るぽると

www.shiruporuto.jp

高知県金融広報委員会
(事務局 日本銀行高知支店4階405号)

TEL:088-822-0114

ホームページ

高知県金融広報委員会

検索